

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和6年2月6日(2024.2.6)

【公開番号】特開2023-69352(P2023-69352A)  
 【公開日】令和5年5月18日(2023.5.18)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-091  
 【出願番号】特願2021-181143(P2021-181143)  
 【国際特許分類】

A 0 1 K 8 7 / 0 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

A 0 1 K 8 7 / 0 8                    B

【手続補正書】

【提出日】令和6年1月29日(2024.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0007】

しかしながら、特許文献1に開示の釣竿では、竿体に筒状の該補強樹脂層の外周面上に射出成形された中実のリールシートを設けるため、重量が増大してしまい、またリールシートに肉厚があることからこれが緩衝材として機能してしまうために釣竿の感度が大幅に低下してしまうという問題があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0013】

本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材において、前記リールシート本体と前記グリップは、炭素繊維強化プラスチックにより形成される。また、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材において、前記炭素繊維強化プラスチックの炭素繊維が、前記釣竿用ハンドル部材の長手方向と前記閉構造に沿って連続に形成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

【0025】

次に、図2を参照して、リールシート本体12及びリールシート9について説明する。リールシート9は、魚釣り用リール6のリール脚6bが載置されるリール脚載置面12aをその軸方向に沿って有するリールシート本体12を備えている。リールシート本体12は、全体として筒状に形成されている。リールシート本体12は、例えば、60-160mmの長さを有するよう構成できるが、これに限られない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

50

## 【補正の内容】

## 【0038】

また、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20において、当該リールシート本体12の一方の端部（竿先側の端部）は、当該釣竿用竿体2の端部を取付けるため中空に形成してもよい。また、図4a、4bに示すように、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20において、釣竿用竿体2の端部13が、該リールシート本体12の一方の端部15であって、該グリップ4とは反対側の端部15に取付けられるよう構成される。このようにすることで、従来の多くの方法とは異なり、竿体を釣竿用ハンドル部材20全体若しくは略全体に通す必要がなくなるため、重量の大幅な低減を図ることができる。

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0039】

本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20において、当該リールシート本体12と当該グリップ4は、壁部材23が形成される閉構造21も含めて、炭素繊維強化プラスチック（CFRP）により形成されるよう構成される。また、該釣竿用ハンドル部材20の当該リールシート本体12と当該グリップ4は、壁部材23が形成される閉構造21も含めて、CFRTP（連続繊維）、CFRTP（不連続繊維）又はハイブリッドで形成するようにしてもよい。このような材料で形成することで、釣竿に用いる閉構造を備えるハンドル部材20として、十分な剛性や強度を確保しつつ重量の増大を抑制することができる。また、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材において、前記炭素繊維強化プラスチックの炭素繊維が、釣竿用ハンドル部材の長手方向から、グリップの長手方向、閉構造へと連続に形成されている。このようにすることで、曲げ剛性の確保による軽量化や魚の当たりによる釣竿の振動を手元に敏感に伝えることが可能となる。より詳細には、操作者（使用者）が触れる部分が全て連続した一体構造であり、釣竿本体に入力された振動をグリップの端部まで効率よく伝達することができる。また、グリップの端部が開構造の場合、例えば、アルミ部品や樹脂部品で潰れ方向に対する補強を施す必要があるところ、閉構造としかつカーボン材料を用いることで、軽量化を図ることができるだけでなく、高剛性を実現することができる。

## 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0042】

次に、図7を参照して、本発明の一実施形態に係るグリップについて説明する。本発明の一実施形態に係るグリップは、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20のグリップ4のみ（すなわちリールシート本体12がない態様）で構成したものであり、それ以外は上述したグリップ4と同様である。図示のように、本発明の一実施形態に係るグリップ4は、一方の端部に釣竿用竿体2の端部13が接続され、他方の端部は閉構造21（該グリップ4の当該他方の端部を覆う壁部材23）となっており、当該壁部材23は、前記グリップの延伸方向に対して傾斜して形成される。このようにして、釣竿の後端部を脇に挟みやすくすることができる。

## 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

10

20

30

40

50

## 【 0 0 4 6 】

次に、図 8 を参照して、本発明の一実施形態に係るその他のグリップ（へら竿のグリップの場合）について説明する。本発明の一実施形態に係るへら竿用グリップ 4 0 は、図示のように、一方の端部に釣竿用竿体 2 の端部 1 3 が接続され、他方の端部は閉構造 2 1（該グリップ 4 の当該他方の端部を覆う壁部材 2 3）となっており、当該壁部材 2 3 は、曲面状に形成される。このようにして、部品を別途取り付けることなく、グリップ端部の潰れ剛性、強度を確保することが可能となる。

## 【 手続補正 8 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 4 7

10

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

## 【 0 0 4 7 】

本発明の一実施形態に係る釣竿 1 は、上記いずれかの釣竿用ハンドル部材 2 0 又はグリップ 4 若しくはグリップ 4 0 と、竿体 2 とを備えるように構成される。本発明の一実施形態に係る釣竿 1 によれば、軽量かつ竿体からの振動が減衰しにくく、またグリップの端部を別部材で補強することなく強度を保持することができる釣竿用ハンドル部材又はグリップを備えた釣竿を提供することが可能となる。ここで、釣竿用竿体 2 の端部 1 3 の釣竿用ハンドル部材 2 0 又はグリップ 4 若しくは 4 0 への取付方法は、例えば、勘合（圧入）、接着又は締結が考えられる、これらに限られない。ここで挙げた取付方法により、竿体とハンドル部材又はグリップの着脱がより容易となるといった利点がある。

20

## 【 手続補正 9 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 5 3

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

## 【 0 0 5 3 】

このようにして、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材 2 0 によれば、把持性を大幅に高めることができ、またハンドル部材が一体成形されることで大幅な軽量化が実現でき、また一体成形のために竿体からの振動の減衰を低減することができるため、釣竿の感度を向上させることが可能となる、またグリップの端部を別部材で補強することなく強度を保持することができる、リールシート本体 1 2 と釣竿用グリップ 4 とを備える釣竿用ハンドル部材 2 0 を形成することが可能となる。

30

## 【 手続補正 1 0 】

【 補正対象書類名 】 特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

40

リール脚が載置されるリール脚載置部が形成されたリールシート本体と、該リールシート本体に接続されるグリップとが一体成形される釣竿用ハンドル部材であって、

該グリップは、一方の端部が該リールシート本体に接続され、他方の端部が閉構造となっている釣竿用ハンドル部材。

【 請求項 2 】

前記閉構造は、前記グリップの前記他方の端部を覆う壁部材である、請求項 1 に記載の釣竿用ハンドル部材。

【 請求項 3 】

前記壁部材は、前記グリップの延伸方向に対して垂直又は傾斜して形成される、請求項 2 に記載の釣竿用ハンドル部材。

50

**【請求項 4】**

前記リールシート本体と前記グリップは、炭素繊維強化プラスチックにより形成される、請求項 1 から 3 までのいずれか 1 項に記載の釣竿用ハンドル部材。

**【請求項 5】**

釣竿用竿体の端部が、前記リールシート本体の一方の端部であって、前記グリップとは反対側の端部に取付けられる、請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の釣竿用ハンドル部材。

**【請求項 6】**

前記リールシート本体の一方の端部は、前記釣竿用竿体の端部を取付けるため中空に形成される、請求項 5 に記載の釣竿用ハンドル部材。

10

**【請求項 7】**

前記リールシート本体と前記グリップは、該リールシート本体の一方の端部と該グリップの他方の端部以外の部分が中空又は中実に形成される、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項に記載の釣竿用ハンドル部材。

**【請求項 8】**

前記リールシート本体と前記グリップが、該グリップの他方の端部以外の部分が中実に形成される場合、発泡部材又は低比重な樹脂により中実に形成される、請求項 7 に記載の釣竿用ハンドル部材。

**【請求項 9】**

前記炭素繊維強化プラスチックの炭素繊維が、前記釣竿用ハンドル部材の長手方向と前記閉構造に沿って連続に形成されている、請求項 4 に記載の釣竿用ハンドル部材。

20

**【請求項 10】**

請求項 1 から 9 までのいずれか 1 項に記載の釣竿用ハンドル部材と、竿体とを備えた釣竿。

30

40

50